

総務経済委員会会議録

招 集 年 月 日	令和元年 9月24日					
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室					
開閉会日時及び宣告	開 会	午前10時01分	委員長	吉田 建二		
	閉 会	午前11時28分	委員長	吉田 建二		
出席並びに欠席議員 出席 6名 欠席 0名 ○ ……………出席を示す ▲ ……………欠席を示す	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠		
	加藤 治司	○	吉田 建二	○		
	三上 元	○	神谷 里枝	○		
	菅沼 淳	○	二橋 益良	○		
説明のため出席した者の職・氏名	市民安全部長	小林 勝美				
	保険年金課長	尾崎 修				
	<small>課長代理兼 後期高齢者医療係長</small>	崎本 昌子				
	国保年金係長	仲本 真武				
職務のため出席した者の職・氏名	局長	松本 和彦	書記	加藤 敬	書記	熊谷 浩行
会議に付した事件	令和元年9月定例会付託議案審査					
会議の経過	別紙のとおり					

傍聴議員：竹内祐子

総務経済委員会会議録

令和元年9月24日（火）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会

〔午前10時01分 開会〕

○菅沼副委員長 おはようございます。本日は、御多忙のところ、御参集いただきまして、ありがとうございます。それでは、委員長、開会をお願いいたします。

○吉田委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまより総務経済委員会を始めさせていただきます。

本日の議題は、本会議で付託を受けました議題2件を中心に審議していきますので、どうぞよろしくお願いいたします。着座して進めさせていただきます。

それから、冒頭申し上げます。本日の委員会に傍聴人ということで竹内祐子議員から申し出がございましたので、委員会に同席されていますので、報告を申し上げます。

本委員会に付託されました議案は既に配付されておりますように、付託議案一覧表のとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

ただいまから、議案の審議に入りますが、発言は必ず挙手をして、指名に基づいて行っていただきたいと思います。

また、会議録作成のために、マイクを手前に引いてスイッチの入れ忘れのないようお願いをしたいと思います。

それでは、最初に、議案第74号、平成30年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算書は14ページから19ページ、それから、説明書は326ページから347ページ。決算書の関係です。主要施策成果の説明書は189ページから206ページになると思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、質疑を行います。質疑は、歳入全般と歳出全般にそれぞれ分けて行いますので、最初に、歳入についてから質疑を行います。歳入についての質疑のある方はございませんか。ありましたら、挙手をお願いいたします。皆さん方、歳入をごらんいただいていると思いますけれども、歳入について御質疑ございませんか。

はい、どうぞ。

○二橋委員 この不納欠損の処分額ですけれども、前年に比べて少しふえておるこの状況というのはちょっと説明をしていただきたいと思います。

○吉田委員長 はい、どうぞ。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

平成30年度は平成29年度より50人、553万4,296円多く184人の2,100万3,082円の不納欠損処分を行いました。内訳は財産なしが112人、生活困窮が5人、所在不明63人、死亡4人となっておりますが、ふえた理由ですが、不納欠損の前に滞納者に資力があるかどうかを調査し、資力があれば滞納処分、なければ、滞納処分の執行停止を進めております。こちらのほうは税務課との協議の中で実施させていただいていますが、平成29年度に比べ平成30年度は財産なしが19人、407万1,582円の増加。所在不明が36人、192万3,032円の増加となったことが理由となります。以上でございます。

○吉田委員長 二橋委員、どうぞ。

○二橋委員 財産処分のないものについてはあれなんですけれども、この不明の内容をちょっと。重立ったものを説明をお願いしたいと思います。

○吉田委員長 不明の重立ったところということで。よろしいですか。保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 不明の方の所在不明の内容なんですけど、主に出国、転出が主なものになっておりますが、件数の内訳が済みません。今、持ち合わせていませんので、また、確認ということでよろしいですか。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 それはいいですけれども、基本的には不明は外国人がほとんどだということですか。

○吉田委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 外国人のケースが多いというのは実態でございます。

○二橋委員 わかりました。

○吉田委員長 ほかにいかがでしょうか。菅沼委員。

○菅沼副委員長 広域化に伴って何が変わったのか教えていただきたいんですけども。

○吉田委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

広域化に伴いまして、県単位で資格管理を行うことになりましたことから、県内の他市町へ転居した場合でも資格が継続するようになりました。そのため、過去12カ月以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合に、自己負担額が引き下げられる多数該当の回数が増えるようになり、該当者の負担が軽減されるようになりました。あと、広域化になった大きなメリットとなりますが、保険給付費の全額が県が負担する仕組みになったことから、保険給付費が高い年に急激な保険給付費の増加に対応できるようになったことが広域化にとってメリットといたしますか。変わった大きな点でございます。以上でございます。

○吉田委員長 菅沼委員、よろしいですか。

○菅沼副委員長 ありがとうございます。いいです。

○吉田委員長 ほかにございますか。三上委員。

○三上委員 主要施策説明書の190ページに、特別交付金というのがあるんですが、これは1億3,000万円だよ。結構、でかい金額なんですけれども、これはずっともらえる可能性はあるのかしら。

○吉田委員長 歳入の特別交付金、190ページのところの県の支出金ですね。それについて。

保険年金課長どうぞ。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

特別交付金ですが、内訳といたしまして4つございまして、それぞれ説明させていただきますと、中に保険者努力支援分がございます。それは保険者としての努力を行う都道府県や市町村に対し、国が交付金をする制度でございます。健康事業となる特定健診受診率、特定保健指導率や後発医療品使用割合、保険税納付率など、指標に基づいた評価点により、交付金が交付されるものでございます。この交付金が2,227万6,000円でございます。そして、特別調整交付金分は非自発的失業者の軽減における減免分やシステム改修費に係る経費に対し、国が交付金を交付する制度でございまして、交付額が1,858万2,000円でございます。そして、県繰入金は平成29年度までは県特別調整交付金と呼ばれていた交付金でございまして、所得水準や医療水準における調整、保険者の経営努力における取り組みに対しまして、県が交付金を交付する制度でございます。交付額は6,931万4,286円でございます。特定健康診査等負担金とは、特定健診に係る経費に対し、国・県・市が3分の1ずつ負担する制度になっており、平成29年度までは国庫支出金、県支出金にて歳入していたものでございますが、広域化によりまして県が国から負担金を歳入し、県が経費に対する市に3分の2の交付金を交付する制度でございます。交付額は1,994万8,000円でございます。この特別交付金は今後とも交付される見込みでございます。内訳によって、事業によって内容は変わってきますが、この制度は今後継続されるものでございます。以上でございます。

○吉田委員長 三上委員、いいですか。

○三上委員 確か、説明会のときに、県下一位と確か聞いたんですけども、なぜ、県下一位なんですか。

○吉田委員長 保険年金課長、どうぞ。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

これは一番最初の保険者努力支援制度分というものでございまして、これが収納率や特定健診の受診率、保健指導率、あるいは、重症化予防の取り組みやジェネリックの通知を出した効果や医療費通知、全国ですけれども、定められたそういった保険者努力によって、国のほうも医療費を抑えるための、今後、医療費が増大しますので、それをな

んとか抑えるための各市町村に、医療費を抑えるための施策としまして、保険者努力支援。頑張った市町村には交付金を交付しますよという制度でございまして、それが今のところ本市では収納率も高く、特定保健指導やそういったものも高い状態で昨年はそのポイントが一番であったということでございまして、今後も努力していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○吉田委員長 三上委員、よろしいですか。

○三上委員 今聞いていると、4つのうちの1のところが一番であったというだけで、2、3、4の問題は関係ないという意味。

○吉田委員長 保険年金課長、お願いします。

○尾崎保険年金課長 2、3、4の場合は、例えば、失業された方の分を国のほうで見ていただくとか。そういった別の交付金の制度でございまして、医療費や所得が平準化に伴いまして、そういった面を国のほうで見ていただける特別交付金といったものでございます。以上でございます。

○吉田委員長 はい。三上委員。

○三上委員 ということは、この1億3,000万円のうちの2,000万円相当の努力したものに対するもの。この2,000万円分のものが県下一位だよとこういう意味だね。

○吉田委員長 保険年金課長どうぞ。

○尾崎保険年金課長 そのとおりでございます。

○三上委員 わかりました。

○吉田委員長 ほかにございますか。歳入についてはよろしいでしょうか。

歳入についてはこれで質疑がないようでございますので、次に、歳出について質疑を行います。質疑のある方、ございませんか。

○吉田委員長 加藤委員。

○加藤委員 1款の1項、1目の最後のほうで、システムの改修業務というのが313万円ありますけれども、具体的にどのようなことをされたのかをお願いします。

○吉田委員長 保険年金課長、お願いします。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

平成30年度の制度改正に対応するための国保システム改修費用でございまして、内容は確定申告の医療費控除の添付書類として使えるよう、自己負担相当額の欄を追加した改修費用が16万2,000円でございまして、それと高額療養費の70歳以上75歳未満の所得区分の細分化に対応するための改修費が297万円、合計額が313万2,000円となっております。以上が内容でございます。

○吉田委員長 加藤委員、いかがでしょうか。

○加藤委員 主に75歳以上の後期高齢者の対応ということですね。

○吉田委員長 保険年金課長、どうぞ。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

75歳以上ではなくて、70歳以上75歳未満の方の対応ということです。以上でございます。

○吉田委員長 加藤委員、よろいでしょうか。

○加藤委員 はい。

○吉田委員長 ほかに質疑のある方はございませんか。菅沼委員。

○菅沼副委員長 決算書の336ページの2款保険給付費において、1人当たりの医療費の状況はどうか。また、医療費の状況は県内でどのぐらいの位置にいるのか。医療費を抑えるためにどのような取り組みをされているのかお伺いいたします。

○吉田委員長 保険年金課長、どうぞ。

○尾崎保険年金課長 お答えいたします。

医療費の状況ですが、1人当たりの医療費は一般被保険者35万2,358円、退職被保険者27万4,362円、全体被保険者では、35万1,753円、前年度比で3.8%の増でございます。前年度と比較して入院の医療費がふえているのが特徴でございます。医療費総額は前年度と比較して0.6%減少となっておりますが、これは被保険者が減少していることが要因でございます。県内の順位は23市中17位となっており、1人当たりの医療費は県内でも低い位置となっております。

そして、医療費を抑えるための取り組みでございますが、医療費を抑えるためには、健康事業、予防対策が最も重要な事業であり、特定健康診査では指導対象になった人への教室を実施し、健康診査結果の見方や生活の振り返りを行い、今後の生活の改善目標を立ててもらい取り組みを行いました。初回面接実施、3カ月から6カ月後に体重、腹囲、血圧、生活習慣の変化など、状況の確認を手紙や訪問、面接を行い、教室に参加できなかった対象者には自宅訪問や来庁いただいて面接を実施し教室参加と同様の指導を行いました。

また、治療対象の検査結果でも、未治療の方には受診を勧奨し、早期に治療を開始することにより、疾病の重症化を予防しております。健診事業が開始され11年目となりますが、指導率においては70%程度となりますが、市民の方にも大分浸透し生活改善の効果が出てきているものと思っております。以上でございます。

○吉田委員長 菅沼委員、よろしいですか。

○菅沼副委員長 ありがとうございます。

○吉田委員長 一遍に3つの質問をして、非常に答弁はあれだったと思いますけれども、最初のときには、1人当たりの医療費の状況、一般、それから全体というような。入院費がふえている等いろいろありました。それから、2番目のところの医療費の状況については、県下23市中17位だったということで低いほうだよと。それから、医療費を抑えるための取り組みについては、健康事業とか予防事業など、健康づくりの意識の高揚だとか、生活改善に向けてのそういう指導というお話がありましたけれども、さらに、菅沼委員のほうからありましたら一つお願いしたいと思っております。

○菅沼副委員長 確認ですけれども、県内での位置なんですけれども、今、23市中17位と。この17位というのは要するに、医療費が少ないわけ。

○吉田委員長 保険年金課長どうぞ。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

23市中17位ということで。

○菅沼副委員長 1位は医療費がかなり大きいということですね。

○吉田委員長 保険年金課長どうぞ。

○尾崎保険年金課長 県内なんですけど、1人当たりの医療費で県内の平均が35万8,948円、本市が35万1,753円と若干ですが、県内の平均より低く医療費は抑えられているということで、現在、医療費がだんだん上がってきてますので、こういった平均よりはさらに下げたいとか。そういった努力をしてみたいというふうには思っております。以上でございます。

○吉田委員長 菅沼委員どうぞ。

○菅沼副委員長 ちなみに1位というのとどれぐらいの医療費になるんですか。

○吉田委員長 医療費の一番高いところは幾らかということですけど、どうぞ。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

一番高いところの額は、40万8,402円でございます。最低なんですけど、31万7,932円でございます。以上でございます。

○菅沼副委員長 わかりました。ありがとうございます。

○吉田委員長 ほかに質疑のある方はございませんか。今の質問の中でちょっと確認ですけれども、1位が40万8,000円ということですが、2位は参考に幾らぐらいですか。がくっと下がっているのではないかなというのを予測するわけですが、済みません。本来、私が質問するときは、交代しなければいけないですが、参考にといいことで、わからなければ後ほど結構ですよ。保険年金課長、どうぞ。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

2番目の額ですが、やはり落ちていまして、38万3,455円でございます。

○吉田委員長 ありがとうございます。ほかに質疑のある方はございませんか。

加藤委員どうぞ。

○加藤委員 6款の1項の中で、人間ドック等助成金ですか。費用がありますけれども、具体的にどのような1人当たりの費用とか、何人ぐらいが対象とか、どういう人を対象にこういう費用が発生しているのかということをやっと教えていただきたい。

○吉田委員長 よろしいですか。保険年金課長どうぞ。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

人間ドックの助成実績でございますが、まず、平成30年度の年間助成件数は345件でございます。平成29年度は350件でしたので5件減少しております。医療機関別では、湖西病院が136件、浜名病院が54件、聖隷浜松病院健康診断センターが75件、聖隷三方原病院予防検診センターが76件、遠州病院が4件でございます。増加数が一番多かった医療機関は聖隷三方原病院予防検診センターで11件が増加しております。対象はやはり国保加入の方が人間ドックを受けられる制度でございまして、助成額としては市内の病院に1万5,000円を助成してございまして、市外の病院には1万1,500円を助成してございまして、金額については各病院によって人間ドック、脳ドック、いろいろございまして、その病院の金額でお支払いいただくようになりますが、市からの助成額は市内と市外の金額によって助成をさせていただいて受診をいただいております。以上でございます。

○吉田委員長 加藤委員、いかがでしょうか。

○加藤委員 市内の方には1万5,000円ぐらいの補助というのを聞きましたけれども、それは全体の何割ぐらいになるんですか。人間ドックはいろいろ項目にもありますけれども、例えば、5万円かかる中の1万5,000円なのか、3万円の中の1万5,000円なのか。大体わかりますか。

○吉田委員長 人間ドックの健診料が大体幾らぐらいかということですが、わかりませんか。

保険年金課長どうぞ。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

利用者の方の負担の目安となりますが、当市の湖西病院におきましては、1万5,000円を引いて自己負担額、払っていただく金額は2万2,800円、脳ドックBが3万360円、ですので、約3分の2の負担となっております。以上でございます。

○吉田委員長 加藤委員、よろしいでしょうか。

○加藤委員 これで事前に発見されたとか、成果が結構多いんですか。

○吉田委員長 保険年金課長どうぞ。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

人間ドックの受診者は特定健診受診者として含まれておるため、受診率向上のための施策として行っております。そうした結果につきましては、データのほうが医療機関から本市のほうへ送られてきますので、それをもとに特定健診と同じように保健師がその結果を見て指導をしております。やはり傾向としましては、人間ドックを受診をされる方は意識が高い方ですので、重症化というのは余り統計的には少ないということを確認しておりますが、やはり生活習慣病の指導対象者というのは、やはり多いものですから、そういった意味でそのデータをもとに保健指導なり、教

室等の勸奨を進めております。以上でございます。

○吉田委員長 加藤委員いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○加藤委員 わかりました。オーケーです。

○吉田委員長 ほかに歳出に関して御質問のある方はございませんか。

二橋委員どうぞ。

○二橋委員 ちょっとなければ、全体的な話でよろしいですか。この特別会計事業、平成29年から平成30年に非常に実質収支が落ち込んでおるんですけども、このまま事業の継続は今の状況だと難しくなってくるのは間違いないんですけども、今年度に関しては特に1億6,300万円ぐらい落ち込んでいるんですけども、ここら辺はどうなんですか。

○吉田委員長 保険年金課長どうぞ。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

今、二橋委員がおっしゃられたとおり、金額的には落ち込んでおまして、今後、広域化により保険給付費は全額県支出金で賄われるため、今後、市の国保基金について保険税の急激な引き下げの抑制のため、財源として基金を活用してやっていきたいというのはございますが、現在の保険税率では、国保事業費納付金の財源としては不足しているため、やはり後は市の基金をふやすことも難しく、最終的には、今基金が約5億円ありますが、今後、やはり動向を見ながら、3年ぐらいのうちには保険料の額を上げる見直しをしていかななくてはいけないというふうに感じておりますし、その辺の動向をやはり基金と単年度収支の額を見定めながら保険税の額の検討に入っていきたいとそんなふうに思っております。

○吉田委員長 はい。二橋委員。

○二橋委員 それでこの広域化になって各市町の状況というのは、多分、だんだん悪くなってきている状況ではないかなと思うんですけども、湖西市で言えばそうなんだけれども、収支で言えばね。だけど全体がそういうふうになると今後、この広域でどうカバーしていくかというのは問題になってくるよね。どうなんですかね。

○吉田委員長 保険年金課長どうぞ。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

そのとおりでございまして、広域化の最大のメリットはやはり保険給付費が、今ですけども、例えば、高額医療、オブジーボとか、キムリアとかそういった高額医療の認可が認められ始め、負担額が何千万、何億円という負担が出たとき、あるいは、病気が特定疾病の数が増えたりとか、そういったので額が多い場合は、その負担が今後さらに見込まれる状況の中で広域でいくと、県内でそのお金を見るという最大のメリットがございまして、そういった中で広域化によって保険料も湖西市と同じように、やはりあと二年、三年の間には保険税を上げていくというそんな傾向にございまして、各市町村もある意味頭を悩ませておりますが、そんな中で国のほうも激変緩和金や特別調整交付金等でそういった負担が、市町村にできるだけ負担を抑えるため、市町村、各県そういった要望もしてございまして、そういった中で、今保険税を上げていかないといけないという問題がございまして、ここ二、三年のうちで各市町村はいろいろ検討しながら進めていくことになっております。以上でございます。

○吉田委員長 二橋委員どうぞ。

○二橋委員 まさにそのとおりで、これは今後の課題だよ。とりあえず、単年度で収支が1億6,000万円。これは大きな問題ですので、今後も一つそれを対応するようにお願いしたいと思います。以上です。

○吉田委員長 歳出を今やっておりますけれども、歳入も含めて全体を通して、御質疑がありましたらお願いいたします。歳入歳出のバランス、あるいは、それらを含めた今後に向けていろいろなことがあったと思いますけれども、質疑をお受けしたいと思います。よろしいでしょうか。ほかにはございませんか。

質疑がないようでございますので、これで質疑を終結し、これより討論に入りたいと思います。討論のある方はご

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 討論もないようでございますので、これをもって終結いたします。

これより、議案第74号、平成30年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。
本案を、原案のとおり認定することに、賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○吉田委員長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩といたします。10分ほど休憩をとりますので、再開を10時50分にしたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時51分 再開

○吉田委員長 それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

これより、議案第76号、平成30年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算書は24ページから27ページ及び370ページから377ページ、主要施策成果の説明書は223ページから226ページまでとなります。

これより、質疑を行います。質疑は、歳入全般と歳出全般に分けて行います。

最終的には、また全体を通してということをやりますので、まず最初に、歳入について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

菅沼委員。

○菅沼副委員長 決算書370ページの保険料の収納率は前年度と比較してどうか。また、県内各市の中でどのぐらいの位置にいるのかお伺いをいたします。

○吉田委員長 保険年金課長どうぞ。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

平成29年度に比べまして、現年度分は99.67%で0.03ポイントの減、滞納繰越分は52.24%で11.65ポイントの増、全体では99.44%の収納率で0.05ポイントの増となりました。また、県内での順位は、現年度分は4位から6位に下降しましたが、滞納繰越分は9位から7位へと上昇してございます。合計では県内23市中6位となっております。以上でございます。

○吉田委員長 菅沼委員いかがでしょうか。

○菅沼副委員長 わかりました。ありがとうございます。

○吉田委員長 ほかに質疑のある方はございませんか。

加藤委員。

○加藤委員 今のお話を聞きますと、大体去年と同じぐらいの収納率ということでわかりましたけど、毎年維持するための努力はされていると思うんですけども、どんなことをやられているのか参考に教えてください。

○吉田委員長 保険年金課長どうぞ。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

平成30年度に改善強化したことは二つございまして、一つは、普通徴収者の口座振替率を上げるために、年齢到達者や普通徴収切りかえ者への通知時に、口座振替依頼書を同封するなど、口座振替勧奨の機会をふやしました。

また、二つ目は、催告書の通知回数を年3回行っていたものを9回にふやしました。以上でございます。

○吉田委員長 加藤委員いかがでしょうか。

○加藤委員 催告書というのは督促ということですか。

○吉田委員長 保険年金課長どうぞ。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

督促ではなく催告、払ってくださいというそういった督促の後の通知でございます。

○加藤委員 催促。

○尾崎保険年金課長 催促です。以上でございます。

○吉田委員長 加藤委員、よろしいでしょうか。御了解いただきましたか。

○加藤委員 余り理解していない。6回を9回というのは意味がちょっと。

○吉田委員長 ではそこら辺をゆっくりと説明してやってください。お願いいたします。督促と催告とか、そういう。

○加藤委員 6回を9回にしたというのがあったけれども、そこら辺がいまいちわかりません。

○吉田委員長 保険年金課長どうぞ。

○尾崎保険年金課長 催告をふやしたということは、一ついろいろ収納の対応をする講習とかの中でも、人間は催告書は何しろ3回くれば動くという統計が出ているということもありますし、2回、3回と。そういった講習でのお話。2回目、あるいは、3回目でそういった払いますとか。そういった講習でのお話もありました。それも含めまして、そういったことで、一回こういった数をふやしました。以上でございます。

○吉田委員長 よろしいでしょうか。

○加藤委員 いいです。

○吉田委員長 数をふやして熱心にとり行っていたいただいたということだと思います。では、加藤委員、よろしいでしょうか。

菅沼委員どうぞ。

○菅沼副委員長 今の質問と関連するんですけども、いわゆる収納対策の取り組みの効果はどのようにあらわれているのか教えてください。

○吉田委員長 保険年金課長どうぞ。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

効果でございますが、最終納期の口座振替率は、平成29年度35.55%から15.69ポイント増の51.24%となり、督促状の発送数は平成29年度に比べて106件減少しました。催告書の通知回数をふやしたことは収納率の維持向上と不納欠損額の減少にあらわれております。そういったことで効果が出ているものと捉えております。以上でございます。

○吉田委員長 菅沼委員。

○菅沼副委員長 かなりの効果が出ているということで了解をいたしました。ありがとうございます。

○吉田委員長 ほかに。二橋委員どうぞ。

○二橋委員 3款繰入金の保険基盤安定繰入金ということで補填しているわけでございますけれども、特に低所得者の軽減負担部分。これの内訳をお願いしたいと思います。

○吉田委員長 保険基盤安定繰入金のうち、低所得者の軽減負担と被扶養者の軽減負担とあるけれども、低所得者の内訳をとということでお願いをいたします。よろしいですか。

保険年金課長、お願いします。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

保険料の低所得者の内訳でございますが、2割軽減が996人12.8%でございます。5割軽減が1,026人13.2%、8.5割軽減が1,386人17.8%、9割軽減が925人11.9%でございます。以上でございます。

○吉田委員長 二橋委員どうぞ。

○二橋委員 いずれにしろ安定基金からの繰り入れになっているんですけども、本来この安定基金の繰り入れというのは、要するに、ここのこの後期高齢者区分の要するに、財政支援をするための基金だと思っただけですけども、これはいつも今言う低所得者とか、あるいは、扶養者というところに振り分けられているんですけども、何かこの基準というのはあるの。

今のを崩して話をすると、細かいことはいいんですけども、要するに、安定基金というのは、その基金の名目としては後期高齢者会計処理をするための補填だよね。それがいつもこの部分だけしか補填してないんですけども、何か安定基金の規定というのはあるのかなと思って今お話。

○吉田委員長 保険年金課長どうぞ。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

これが済みません。高齢者の医療の確保に関する法律がございまして、その中で第99条、市町村の特別会計への繰り入れ等といったもので定められておりまして、その中で繰り出しをしなければならないということでやっております。以上です。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 要するに、後期高齢者医療の安定を図るためということになると、こればかりではないよね。例えば、要するに、歳入が歳出以下になったという例というのはないのかね。そういうものに本来なら、あるいは、市の後期高齢者医療の考え方としてその区分があってもいいと思うんですけども、いつも低所得と被扶養の部分しか出ていないものですから、ちょっと質問したんですけども。

○吉田委員長 保険年金課長どうぞ。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

今、委員がおっしゃったように、保険基盤安定金の繰入金がございまして、そのほかに事務費の繰入金がございまして、その繰り入れをして、それとは別にもう一個繰入金がございます。

○二橋委員 柔軟的に図れるということね。

○吉田委員長 保険年金課長どうぞ。

○尾崎保険年金課長 そのとおりでございます。

○吉田委員長 柔軟的に図れるかということで今確認しているんですけども、それについてお答えを。

保険年金課長どうぞ。

○尾崎保険年金課長 柔軟的にというか、マイナスになることはございません。以上でございます。

○二橋委員 わかりました。

○吉田委員長 ほかによろしいでしょうか。ほかに質疑のある方はございませんか。

それでは、ないようでございますので、次に、歳出についての質疑を行います。歳出についての質疑のある方はございませんか。

二橋委員。

○二橋委員 これは後期高齢者医療の広域連合への納付額。この納付額というのは細かいところはいいんですけども、主にどういう部分での算出が主になるものですか。要するに、算出方法を知りたいんです。

○吉田委員長 広域連合納付金の算出方法についてということでの質疑ですけども、よろしいですか。

保険年金課長どうぞ。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

算出方法になりますが、これが先ほど言いました静岡県後期高齢者医療広域連合保険料納付金と低所得者保険料軽減負担分と被扶養者保険料軽減負担分、この3つのものによって納付することになります。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 今、後段の低所得者と被扶養者はわかるんですけども、広域連合への保険料の納付金というのは、これの計算式というのがあるでしょう。

○吉田委員長 保険年金課長どうぞ。

○尾崎保険年金課長 納められた特別徴収保険料と普通徴収保険料がございますので、その分はそのまま額は全額納めるということになります。

○二橋委員 それだけになる。

○尾崎保険年金課長 はい。

○二橋委員 わかりました。

○吉田委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

菅沼委員。

○菅沼副委員長 1款1項1目、一般管理費及び2項1目、徴収費です。一般管理費の委託料と広域連合事務費負担金、徴収費の手数料がふえた理由を教えてください。

○吉田委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

一般管理費委託料の増は、法改正による保険料徴収管理システムの改修事業委託料314万1,000円でございます。広域連合事務費負担金の増は広域連合におけるシステム機器更改費用及び非常勤職員1名の新規雇用人件費が主な理由でございます。また、徴収費の手数料の増は納入通知書の印刷が庁舎内でできなくなったことから、アウトソーシングで対応するための手数料が増となったものでございます。以上でございます。

○吉田委員長 菅沼委員。

○菅沼副委員長 わかりました。ありがとうございます。

○吉田委員長 ほかに質疑のある方はございませんか。

菅沼委員。

○菅沼副委員長 3款1項1目、保険料還付金です。還付金の主な理由を教えてください。

○吉田委員長 還付金の理由についてということで。

保険年金課長どうぞ。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

平成30年度には151件の過年度分保険料の還付を行っていますが、その内訳は死亡90件、二重納付等の過誤納付が25件、転出及び所得変更28件、軽減判定の更正8件となっております。以上でございます。

○吉田委員長 菅沼委員、よろしいですか。死亡と還付金の納付、所得変更、軽減制度の判定の違いと。こういうような理由だということですけどもよろしいですか。

では、どうぞ。

○菅沼副委員長 金額のほうの内訳というか。そういうものはありますか。わからない。ではいいです。

○吉田委員長 金額の内訳はわからないということですか。ちょっとお答えいただきたいと思っております。

○尾崎保険年金課長 金額の内訳までは申しわけございません。

○菅沼副委員長 了解です。

○吉田委員長 了解ですか。

○菅沼副委員長 はい。ありがとうございます。

○吉田委員長 ほかにいかがでしょうか。歳出についての御質疑。加藤委員並びに三上委員からまだ質疑はございませんけれども、歳出のほうはよろしいでしょうか。もう御理解いただけたということで。

それでは、歳入歳出の全体を通して質疑をお受けしたいと思います。歳入でも歳出でも、あるいは、全体に関連してでも結構ですので、御質疑がありましたらお願いいたします。

三上委員どうぞ。

○三上委員 歳入が6億6,800万円あって、広域連合に6億3,600万円を出すわけですよね。9割ぐらいのものが入ってきて出るだけなんだよね。こんな形でずっと続けるのか。県にそのまま全部移管してもいいんじゃないかと気がするんだけど、その辺はどうなんですか。ずっとこんなことをやるのかなど。

○吉田委員長 保険年金課長どうぞ。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

今のところは、広域連合の制度によって運用されておりまして、各市町村の職員を派遣し、こういった広域連合会を組織しておりまして、現状では、今のところはその制度に基づいて実施していく形になっております。以上でございます。

○吉田委員長 三上委員、よろしいでしょうか。そういうような制度になっているので、それに基づいて行っているということですので。

○三上委員 制度を変えてほしいと思いますけどね。やらないというね。

○吉田委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

二橋委員。

○二橋委員 国保と同じように実質収支。60万円になってしまっているんだけど、歳入の3款繰入金。これは事務経費だけを補填しているんだけど、この事務経費というのは特別にこういう何ていうのか。収支の過不足を補うための一般会計からの繰入金になっているのかどうなのか。

○吉田委員長 よろしいですか。

保険年金課長どうぞ。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

事務費繰入金につきましては、予算でいう一般管理費分と徴収費分。この部分の額をそのまま繰入金としていただいているといった流れといいますかシステムになっておりますので、そのお金でやりくりをするといった内容でございます。以上でございます。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 平成30年度の決算なのでそこまではあれなんだけれども、これは来年度というか。平成31年度は大変だね。今の状況でいくと、大変な世界になるのではないかと思うけれども。収支的に。

○吉田委員長 保険年金課長どうぞ。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

今、二橋委員がおっしゃられるように、今後、高齢者75歳以上がふえていきますので、事務費もそうですけれども、今後、医療費についてもお金がふえていくということで、これから2年、3年といった中では後期高齢者医療費は膨らんでくるといったことで大変厳しい状況だということは認識しております。以上でございます。

○吉田委員長 よろしいですか。

○二橋委員 よろしいです。はい。

○吉田委員長 ほかにいかがでしょうか。質疑も大体出尽くしたということでよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 それでは、質疑もないようですので、質疑を終結しこれより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第76号、平成30年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することに、賛成する諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○吉田委員長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告は、正副委員長において作成させていただきますので御了承をお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

午前11時17分 休憩

午前11時18分 再開

○吉田委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

最後に、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長に関する意見書の提出についてを議題といたします。

本件につきましては、8月26日の全員協議会において協議したところ、当総務経済委員会で意見書の作成を行うことについて議員全員が賛同されました。

つきましては、その意見書案について、皆様方にお諮りしていきたいとこのように思います。当総務経済委員会において作成し上程していきますので、委員の皆様におかれましては、現在お配りしております意見書案への御意見をお願いしたいと思います。

これにつきましては、県の議長会のほうから当市にこんなひな形でというように示されました意見書をベースにして、この間、皆さん方から意見をいただきました東海地震だけではなく、東南海地震に備えてというような文言も加えるほうが適切ではないかとこんな御意見もありまして、正副委員長と事務局でない頭をひねりながら一生懸命協議いたしました。なかなか文案の全体を変えていくということは、なかなか困難性がありまして、地震に備えてという東海地震に限らず、東南海地震にもそれに加えてということで、そこに地震を並列して記載をしていくとこういうような文案にいたしましたので、よろしく願いいたします。

それでは、意見書案について、事務局のほうから朗読を一つお願いしたいと思いますので、まず朗読を聞きながら、皆さん方で確認をしたいと思います。

では、朗読をする前に、まず皆さんに意見をということですので、先に御意見を聞いてから朗読しましょうか。朗読した後に、皆さん方の意見を聞いてやるものかなと思ったんですけども、まず皆さんの意見を聞きましょう。

三上委員どうぞ。

○三上委員 最初の示されたものから変えたところはどこどこかだけ言ってくれる。

○吉田委員長 では、説明いたします。一番、冒頭です。東海地震及び東南海地震に備えてというところが、議長会で示されたのは東海地震に備えてということで、東海地震に限定しての表記でございました。その後、社会情勢も変化しておりますし、いろいろな点で東南海地震も大きくクローズアップされてきておりますものですから、このところに併記したということでございます。それと10行目、したがって、東海地震及び東南海地震によると。このところに東南海地震を加えてございます。

○三上委員 以上、二点ですか。

○吉田委員長 以上、二点でございます。

○三上委員 了解しました。

○吉田委員長 どうしましょう。朗読してからあれしますか。それとも、皆さんの意見を聞いてからにしますか。

○吉田委員長 会議録にも残しますので、一遍、朗読をした後に、皆さんの意見を聞いて、なければそれで採決のほうに移りたいと思います。

では、事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局 それでは、意見書案を皆様、お手元に御用意ください。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長に関する意見書。

東海地震及び東南海地震に備えて、地震防災対策強化地域である本市は、静岡県が作成した地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。この計画は令和元年度末で期限切れを迎えるが、限られた期間内に緊急に整備すべき必要最小限の事業をもって策定されていることから、今後、実施すべき事業が数多く残されている。

また、東日本大震災をはじめとする、近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、県及び市町が一体となって緊急輸送道路、津波防災施設、山崩れ防止施設、避難地、避難路の整備、公共施設の耐震化等をより一層推進する必要があるが生じている。したがって、東海地震及び東南海地震による災害から、地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備事業計画の充実と期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていかなければならない。

よって、国においては地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律を延長するように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月2日提出。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、消防庁長官、林野庁長官、水産庁長官あて、静岡県湖西市議会。

以上でございます。

○吉田委員長 ただいま朗読をしていただきました。これについて御意見ございましたら、御発言いただきたいと思っております。御意見はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 それでは、皆様にお諮りいたします。

意見書につきましては、事務局が読み上げたとおりとし、当総務経済委員会から提出してまいりたいと思っております。これについて上程することに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 御意見なしということでございますので、それでは、そのように上程させていただきます。

以上で、本日の総務経済委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

〔午前11時28分 閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 吉田建二